

佐賀県告示第 158 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、令和 4 年 7 月 8 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

令和 4 年 7 月 7 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 2 - (エチルアミノ) - 2 - (3 - メチルフェニル) シクロヘキサン - 1 - オン (通称名 : DMXE、Deoxymethoxetamine) 及びその塩類
- (2) 化学名 N, N - ジエチル - 2 - { [5 - ニトロ - 2 - (4 - プロポキシフェニル) メチル] - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 1 - イル} エタナミン (通称名 : Protonitazene) 及びその塩類
- (3) 化学名 1 - (シクロブチルメチル) - N - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド (通称名 : CUMYL-CBMICA) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。